

答 申

1 審査会の結論

「予約簿」を部分開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求に至るまでの経過

- (1) 審査請求人は、平成30年5月9日付けで、掛川市情報公開条例（平成17年掛川市条例第15号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、掛川市長（以下「実施機関」という。）に対し、「平成26年度健康福祉部保健予防課に配属された職員〇〇〇〇が平成26年4月1日から同年7月28日の期間に作成した日々の職務遂行内容を記録した書類（業務日誌等）」の写しの交付を求める開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、本件請求に係る公文書（以下「本件請求公文書」という。）として「予約簿」（以下「本件対象公文書」という。）を特定した上で、本件対象公文書のうち、指導対象者の氏名について、条例第7条第2号に該当するとして、平成30年5月25日付けで部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成30年7月5日付けで、本件処分を不服として審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

平成30年7月5日付け審査請求書及び同年9月26日付け意見書によれば、審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

- ア 当該文書は、特定保健指導対象者に関する個人情報である、との不開示の理由の内容が理解できない。
- イ 仮に、当該文書に個人情報を含むのであれば、条例第8条の規定により、特定の個人を識別することができる情報部分を除いた部分につき、開示がされるべきである。
- ウ なお、審査請求人は、意見書において、次の主張を追加した。
 - (ア) 予約簿に記載された個人名が不開示となる点については争わない。
 - (イ) 改めて本件請求公文書の開示を請求する。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求人が開示を請求した公文書は、職員の日々の職務遂行内容を記録した書類（業務日誌等）である。

イ 実施機関は、それが「特定保健指導対象者に関する個人情報」と判断しているが、職員〇〇〇が行っていた職務は、特定保健指導だけではないため、同人の業務日誌が、「特定保健指導対象者の個人情報である」ということの意味が理解できない。

ウ 仮に、業務日誌のようなものは存在せず、日々の職務遂行内容を記録した書類は、本件対象公文書（予約簿）と、「特定健診・特定保健指導カルテ」しか存在しないということであれば、その旨を明示すべきである。

エ 仮に、「特定健診・特定保健指導カルテ」が、日々の職務遂行内容を記録した業務日誌に代わるものであり、同カルテは個人情報であるため不開示であるという趣旨であったとしても、条例第8条第2項は、条例第7条第2号の情報が記録されている場合、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、第7条第2号の情報に含まれないものとみなして部分開示すべきと規定している。

特定健診に係る保健指導の内容が記載されている「特定健診・特定保健指導カルテ」については、指導対象者の氏名、生年月日（年齢）、性別、病名等の情報を除外すれば、指導対象者が多数存在することを鑑みると、当該カルテに記載された個人が誰なのかを特定することは不可能である。そうである以上、これらの情報を除外した部分については、公にしても個人の権利利益が害されるおそれは抽象的にも具体的にもない。

したがって、「特定健診・特定保健指導カルテ」は相談者に関する個人情報だとして一律に不開示決定をしたのだとしたら、同決定は違法であり、部分開示がなされるべきである。

オ なお、審査請求人は、意見書において、前記3(1)ウ(イ)の理由として、次の主張を追加した。

(ア) 「予約簿」とは、特定の部屋を使用する際に、他の職員との予定を調整するために用いられた表であって、遂行した業務を記録する文書とは程遠く、これをもって日々の職務遂行内容を記録した書類だとする掛川市の主張は、理解できない。

(イ) 平成26年度健康福祉部保健予防課に配属された職員〇〇〇〇は、平成25年度に掛川市に新規採用された新人職員であって、平成26年度は、新人研修期間中であつた。このため、少なくとも、新人研修目的で作成をした業務に関する報告書や業務日誌のような文書は存在したはずである。

4 審査請求に対する実施機関の主張要旨

平成30年9月5日付け弁明書及び同年11月15日に実施した口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 実施機関は、日々の職務遂行内容を記録した書類として「業務日誌」は作成しておらず、特定健診・特定保健指導に係る「予約簿」を本件請求公文書として特定した。
- (2) 審査請求の理由に記載されている「特定健診・特定保健指導カルテ」は、特定健診・特定保健指導の対象者ごとに個別に作成する指導記録であり、日々の職務遂行内容を記録した書類ではないため、本件請求公文書には該当しない。
- (3) 本件対象公文書（予約簿）のうち、特定健診・特定保健指導対象者の氏名が記載された部分は、特定の個人を識別できる情報として条例第7条第2号本文に該当する。
- (4) 前記4(1)から(3)までの理由により、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査会の判断

当審査会は、本件対象公文書並びに審査請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件請求公文書について

本件請求公文書は、「職員〇〇〇〇が平成26年4月1日から同年7月28日までの期間に作成した日々の職務遂行内容を記録した書類（業務日誌等）」である。

実施機関は、本件請求に対して、本件対象公文書（予約簿）について、指導対象者の氏名を条例第7条第2号に該当するとして、本件処分を行った。

これに対して、審査請求人は、意見書において、予約簿は、他の職員との予定を調整するために用いられた表であって、職員〇〇〇〇の職務遂行内容を記録した書類とは程遠いこと、また、少なくとも、新人研修目的で作成をした業務に関する報告書や業務日誌のような文書は存在したはずであるとして、さらに該当するものがあれば、これを本件請求公文書として特定し、改めて開示決定等をするよう求めていると解される。

そこで、当審査会としては、本件処分において実施機関が行った本件請求公文書特定の妥当性及び実施機関が開示とした指導対象者の氏名の条例第7条第2号の該当性について、以下、検討する。

(2) 本件請求公文書特定の妥当性について

ア 当審査会としては、実施機関が本件対象公文書（予約簿）を特定して本件処分を行ったことの妥当性について確認するため、実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があっ

た。

(ア) 実施機関では、業務日誌その他日々の職務遂行内容を記録した書類の作成はしていない。

また、本件請求公文書（職員〇〇〇〇が平成26年4月1日から同年7月28日までの期間に作成した業務日誌その他日々の職務遂行内容を記録した書類）に該当する公文書は、保有していない。

(イ) 予約簿は、業務日誌その他日々の職務遂行内容を記録した書類とはいえないが、予約簿には、職員〇〇〇〇が平成26年4月1日から同年7月28日までの期間に行った特定保健指導の対象人数や日時が記録されており、本件請求公文書に相当する文書として位置付けることが可能であると考え、本件処分において、予約簿を本件請求公文書として特定した。

(ウ) 上記のとおり、実施機関は、本件対象公文書（予約簿）以外には、本件請求公文書に該当する公文書は、作成又は取得をしておらず、保有していない。このため、本件処分においては、本件対象公文書を本件請求公文書として特定し、部分開示したものである。

(エ) 諮問に当たっては、改めて探索を行った。探索の具体的方法としては、本件審査請求を受けた後、健康づくり課長の指示の下、同課で使用しているパソコン全てのハードディスク内に記録されているデータをファイル検索機能を用いて探索するとともに、紙文書については、当該文書を保管している共用キャビネット内を同課の職員が探索したが、該当する文書の存在を確認できなかった。また、新人研修目的で作成をした業務に関する報告書や業務日誌のような文書についても併せて探索したが、いずれも存在を確認できなかった。

イ 上記実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、本件対象公文書（予約簿）のほかに審査請求人の求める文書は存在しないという実施機関の主張は、是認できる。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 不開示情報に関する条例の定め

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定しており、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にするこ

とが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

イ 条例第7条第2号の該当性について

当審査会で本件対象公文書を見分したところ、本件対象公文書は、特定保健指導の予約状況を記録しておくために実施機関が作成した公文書であり、指導対象者の氏名、担当職員の氏名、特定保健指導の日時等に関する情報が記録されていた。

これらの情報のうち、指導対象者の氏名については、個人に関する情報であって、開示することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に該当する。また、実施機関の説明によれば、指導対象者の氏名を実施機関が公表している事実はなく、公表する法令等の規定も存在しない。したがって、指導対象者の氏名は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。さらに、当該情報の性質上、同号ただし書イ及びウにも該当しない。したがって、本件対象公文書に記録された指導対象者の氏名は、不開示情報とすべきである。

(4) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、審査請求書において、仮とした上で、「特定健診・特定保健指導カルテ」が日々の職務遂行内容を記録した業務日誌に代わるものであるならば、氏名、生年月日、性別、病名等の情報を除外した部分について、開示するよう主張している。

しかしながら、「特定健診・特定保健指導カルテ」については、平成30年7月5日付けで既に審査請求がなされ、当審査会が平成30年12月3日付け掛情審第3号において答申を行ったところであるから、本件審査請求の対象外である。

イ 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

(5) 付言

実施機関は、本件請求を受けて特定した文書名として、本件請求公文書と同一の文書名を公文書部分開示決定通知書（以下「決定通知書」という。）に記載した上で、本件対象公文書（予約簿）を開示したものであるが、本来、特段の支障がない限り、決定通知書には、特定した文

書名として、本件対象公文書（予約簿）の名称を記載すべきであった。

また、実施機関の説明によれば、平成30年6月4日に本件対象公文書を開示した際、業務日誌は作成しておらず、それに代わるものとして予約簿を特定した旨を審査請求人に口頭で伝えたとされるが、開示請求者からの信頼を得るためには、本件対象公文書（予約簿）を特定するに至った理由や経緯等を決定通知書の備考欄に付記するなど、処分内容が容易に理解できるような配慮が必要である。

今後、実施機関において、同様な開示請求がなされた場合には、以上を踏まえ、開示請求者にとって、分かりやすい制度の運用に努められたい。

(6) 結論

以上のことから、当審査会は、本件請求公文書の開示請求につき、実施機関が本件対象公文書を部分開示とした決定については、妥当であると判断する。

掛川市情報公開審査会

会長 岡田安功

委員 牧野百里子

委員 増田美穂子

委員 萩原弘悦

委員 沖宗伸一

(参考)

調査審議の経過

年 月 日	審 議 経 過
平成30年9月5日	審査諮問書の受理
平成30年9月5日	実施機関から弁明書を受理
平成30年9月27日	審査請求人から意見書を受理
平成30年11月15日	実施機関から説明聴取、審議
平成30年12月3日	審議